

平成 28 年地域における女性活躍推進モデル事業公募要領

1. 総則

平成 28 年度地域における女性活躍推進モデル事業（以下「事業」という。）に係る企画提案の実施については、この要領に定めるところによる。

2. 事業の趣旨

今後、多くの地域において急速かつ大幅な人口減少という厳しい現実に直面する中、活力ある地域社会を形成するためには、職業生活の場だけではなく、地域活動の場においても、意欲ある女性が活躍できる環境を整備していくことが、不可欠な課題となっている。

こうした認識の下、第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）においても、育児・介護等の経験をいかした地域活動への参画等、女性が中心となって地域の課題を解決する活動を多様な分野において一層推進することなどの取組を新たに盛り込んだ。

これらのことを踏まえ、潜在化している女性の能力を最大限発揮できるよう、地域の実情に合わせた女性の活躍推進に向けた先進的な取組を試行的に実践し、検証することで、その効果や課題を明らかにするとともに、事業効果を広く共有することによって、他地域において実施可能な取組モデルを構築する。

3. 公募対象事業

女性の活躍推進に資する取組、かつ、民間団体の知見・ノウハウをいかして柔軟かつきめ細やかに地域の課題を解決する先進的な取組であって、他の地域に横展開することが可能なノウハウの構築を目指したもの。

具体的には、以下のものが考えられる。

- (1) 育児・介護等の経験をいかした地域活動への参画等の取組
- (2) 地域防災において女性のリーダーシップを推進するための取組
- (3) 男性の家事育児参画を促進するための取組
- (4) 地域における生活に困難を抱える女性（母子家庭の母、若年無業女性、DV 被害者等）を支援する取組

※ 取組例については、内閣府ホームページに掲載されている平成 26 年度「地域における女性活躍推進に関する調査研究報告書」及び過去に実施した「地域における女性活躍推進モデル事業」の取組概要等も参照のこと。

<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/index.html>

http://www.gender.go.jp/policy/chihou_renkei/index.html

4. 事業実施期間

事業実施期間は、契約締結日（平成 28 年 6 月下旬予定）から平成 29 年 1 月

31日までとする。

5. 応募者の要件

3を実施することが可能な民間団体（民間企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人等。男女共同参画センターを運営する指定管理者及び地方公共団体と関係民間団体からなる協議会を含む。）であって、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 事業を支障なく実施するため、契約手続、精算手続等の会計処理を適正に遂行できる能力を有する団体であること。
- (3) 事業の実施にあたり、必要な費用を団体にて立替払いをするための運転資金が確保できる団体であること。
- (4) 事業に対する費用の支払いのため、団体又は代表者名義の口座を開設していること。

6. 対象経費

1 契約あたり 320 万円（税込）以内とする。

なお、支払の対象となる経費は、別表のとおりとする。事業の実施上、必要性が認められない経費は対象とならない。

7. 提出書類

(1) 提出書類と部数

- ・平成 28 年度地域における女性活躍推進モデル事業企画提案書 10 部
（別添様式）

なお、ワーク・ライフ・バランス等推進企業等であることが証明できる場合は、認定通知書等、証明書の写しを 1 部添付すること。（詳細は別添様式を参照。）

(2) 提出方法

- ① 提出書類は紙媒体により提出する。
- ② 企画提案書の用紙サイズは A 4 縦版、横書きとする。
- ③ 書類は、それぞれ着脱可能なクリップ等により左上留めとすること。
- ④ 提出書類は、原則として両面印刷とする。
- ⑤ 封筒に提出書類を同封の上、「平成 28 年度地域における女性活躍推進モデル事業」と朱書きして提出すること。

(3) 提出期限

平成 28 年 5 月 16 日（月）※17 時必着

提出先：〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局総務課（地域担当）
TEL：03-6257-1355

（4）その他

- ① 企画提案書の提出後は、差替え、訂正等は認めない。
- ② 提出された企画提案書に不備がある場合、選定対象とされないことがある。
- ③ 企画提案書の作成費用は、選定結果にかかわらず応募者負担とする。
- ④ 提出書類は返却しないものとする。
- ⑤ 郵送中の事故等については、内閣府は一切の責任を負わないものとする。

8. 企画提案書の審査等

（1）審査方法

提出された企画提案書等を、（2）において示す審査基準に基づき、外部有識者により構成され、内閣府男女共同参画局長（以下「局長」という。）が開催する企画審査委員会の審査を経て、応募者の中から事業実施主体となり得る者を特定する。

（2）審査基準

別紙「「地域における女性活躍推進モデル事業」の評価方法等について」のとおり。

（3）審査結果の通知

局長は、企画審査委員会の審査結果に基づき、事業実施主体となり得る者にはその旨を、それ以外の者に対しては事業実施主体の候補とならなかった旨をそれぞれ通知する。

9. その他

企画内容等については、内閣府及び企画審査委員会の意見により変更を求められることがある。

【本件連絡先】

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府 男女共同参画局 総務課（地域担当）
TEL 03-6257-1355 FAX 03-3581-9566
E-mail renkei.chiiki@cao.go.jp

「地域における女性活躍推進モデル事業」の評価方法等について

I. 採択案件の決定方法

地域における女性活躍推進モデル事業実施要領に基づき申請のあった企画提案書について審査を行い、その結果を踏まえた上で、内閣府男女共同参画局長が採択案件を決定する。

II. 審査方法

〔審査体制〕

内閣府に設置された企画審査委員会において、企画提案書に基づき、審査を実施する。

〔資料の要求〕

委員は、必要に応じて審査期間中に企画提案書の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

〔利害関係者の排除〕

委員は、本人が利害関係者と見なされる申請に係る個別の書類審査及び面接審査については参加しないこととする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・委員が所属している団体等からの申請
- ・委員が所属している企業等と連携した取組の申請
- ・その他委員が中立・公正に審査することが困難であると判断される申請

III. 評価方法

評価は下記の観点を中心に行い、各委員が付した意見及び地域バランス、予算状況等を総合的に勘案する。なお、女性の活躍に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、事業実施主体がワーク・ライフ・バランス等推進企業等であるかについても評価を行う。

〔評価の主な観点〕

- ① 先導性・モデル性
 - ・先進的な発想や手法を活用した先駆的な取組であるか。
 - ・他の地域にとって参考となり得る取組であるか。
- ② 継続性
 - ・取組の内容が一過性のものではなく、将来にわたり継続的に実施することが可能なものであるか。
- ③ 地域性
 - ・地域の創意工夫が活かされた取組となっているか。
- ④ 計画性・実現可能性
 - ・取組内容が明確かつ具体的であるか。
 - ・無理のない計画となっており、実現が可能なものとなっているか。
- ⑤ 効率性
 - ・取組の目的・規模等に照らして、その経費の積算が適切であるか。